

<別紙>

奨学金支給対象者の資格及び要件

(日本学生支援機構平成30年度海外留学支援制度(協定派遣)事務手続きの手引きより抜粋)

在籍大学等の正規の課程に学位取得又は卒業を目的に在籍し、在籍大学等が採択プログラムへの参加を認めた者で、次の①～⑧に掲げる要件を全て満たしていることが条件となります。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- ② 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- ③ 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における奨学金支給対象者選考時の前年度の成績評価係数（以下の「成績評価係数の算出方法」をもとに「成績評価ポイント」を換算し、小数点第3位を四捨五入して算出する。）が3.00満点で2.30以上であること。

[成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

	成績評価				
5段階評価(本学の場合)	S	A	B	C	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意:履修した授業が単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- ④ 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
機構が実施する平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準（※次頁の家計基準を参照）に合致する者を優先とします。
- ⑤ 派遣先大学等の所在国・地域への派遣プログラム参加に必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑥ 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者。プログラム途中で卒業・修了する者は、要件を満たしません。
- ⑦ 派遣プログラム参加にあたり、他団体等（在籍大学等及び派遣先大学等を含む。）から派遣プログラム参加のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない。）を受ける場合、他団体等からの奨学金月額（複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者。
- ⑧ 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域（都市）以外に派遣される者。

家計基準

家計の基準額は、世帯人員、就学者の有無等によって異なります。家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

<収入・所得の上限額の目安>

区分		給与所得者	給与所得以外
2人世帯	自宅	1,086 万円	678 万円
	自宅外	1,133 万円	725 万円
3人世帯	自宅	1,059 万円	651 万円
	自宅外	1,106 万円	698 万円
4人世帯	自宅	1,143 万円	735 万円
	自宅外	1,190 万円	782 万円
5人世帯	自宅	1,408 万円	1,000 万円
	自宅外	1,502 万円	1,094 万円

給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額（税込み）

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込み）

収入に関する提出書類

○給与所得者・・・源泉徴収票のコピー

○給与所得以外

【確定申告を**確定申告書の持参・郵送**により行った場合】

確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）

※税務署の受付印がないものは、加えて市区町村役場発行の「所得証明書」又は「納税証明書」（有料）が必要です。

【確定申告を税務署以外のパソコンで**電子申告**により行った場合（e-tax を利用）】

「確定申告書（第一表と第二表）」（余白に受付日時と受付番号が印字されているもの）

【確定申告を税務署の確定申告書作成コーナー等で作成して提出した場合（e-tax を利用しない場合）】

「申告内容確認票（第一表と第二表）」（余白に受付日時と受付番号が印字されているもの）

奨学金を受給するための条件について、グローバル教育推進センターで分かりやすく説明します。気軽にグローバル教育推進センターへお立ち寄りください。(1号館1階学生プラザ内)

相談期間：9月28日（金）～10月5日（金）

受付時間：9:00～17:00